

離婚後も婚姻中の氏を称するときは、この届を出してください。

離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）の書き方

この届は、離婚届と同時にできるほか、離婚後3カ月以内であれば届出することができます。
届出に際し、離婚した配偶者と協議することや、その承諾等は必要ありません。

離婚の際に称していた氏を称する届
(戸籍法77条の2の届)

令和8年 4月 1日届出
岡山県総社市長 殿

		(現在の氏名, 離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名)	
(フリガナ)	そう	じゃ	はな こ
(1) 離婚の際に称していた氏を称する人の氏名	氏 総 社	名 花 子	平成8年 5月 4日生
住 所	総社市見延638番地		
(2) (住民登録をしているところ)			
		(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)	
(3) 本 籍	総社市中央一丁目	1	番地 番
	筆頭者の氏名	総 社 太 郎	
	変更前 (現在称している氏)	変更後 (離婚の際称していた氏)	
(4) (フリガナ) 氏	総 社	そう	じゃ 総 社
(5) 離婚年月日	年	月	日
(3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)			
(6) 離婚の際に称していた氏を称した後の本籍	総社市見延	638	番地 番
	筆頭者の氏名	総 社 花 子	
(7) その他			
(8) 届 出 人 署名押印 (変更前の氏名)	総 社 花 子	印	

協議離婚のとき
・離婚届の日
裁判離婚のとき
・調停成立の日
・審判または判決確定の日

新本籍は、土地の地番号(番地)または、住居表示による街区符号(番)で表示することができます。

必ず本人が自署してください。押印は任意です。

(これは離婚届と同時に届出したときの記入例です。)